

大阪駅前第4ビル

地下3階荷捌場使用規程

大阪駅前第4ビル

地下3階荷捌場使用規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪駅前第4ビル（以下単にビルという。）地下3階荷捌場内における迅速な荷捌きと入出車輛の円滑な操車を図ることを目的とする。

(対象車輛)

第2条 ビルで荷捌きをしない車は、使用できない。

2. 荷捌場を使用できる車は、場内において、一般貨物又は工事事器材の搬出入作業を行う貨物車とする。ただし、乗用車によらなければ取扱いが困難と認められる貨物を搭載している乗用車は、この限りでない。
3. 毒物、劇薬物、悪臭を発するもの、引火の恐れがあるもの及び、高さ1.9メートル、幅2.2メートル、長さ5.3メートル、総重量5トンのいずれかを超えるものは、使用できない。

(入退場)

第3条 荷捌場を使用しようとする者は、入口ゲートにおいて自動発券機により駐車券を受取ること。

2. 入庫は後部（バック）から入り荷捌きは、指定の場所で行うこと。
3. 出庫は、荷捌場専用徴収機に表示の料金を投入し、領収書を取り出し、入庫時に受取った駐車券を荷捌場料金精算済検札機で検札し、出口精算機に挿入して退場するものとする。
4. 荷捌場使用者は、第5条に定める使用料を支払わなければならない。
5. 場内では、指定位置において、速やかに荷捌き作業を行い、他車の作業又は走行を妨害しないようにするなど秩序維持に努めなければならない。

(規則時間)

第4条 入場車輛に対し使用料を徴収する時間帯は、午前6時から午後11時までとする。

(使用料)

第5条 第3条第4項の使用料は、次のとおりとする。

- (1) 入場料は、30分以内は100円とする。
- (2) 30分を超え60分までは350円とする。
- (3) 60分を超え90分までは600円とする。
- (4) 90分を超え30分増す毎に500円を加算する。
- (5) 30分未満は30分として計算する。

(準用)

第6条 前各条に定めるもののほか、場内での禁止事項、賠償責任等については、大阪駅前第4ビル3階駐車場規程を準用する。

附 則

この規程は、昭和56年12月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月1日から施行する。